

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 4月 18日

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

提出者



住 所 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5654番地1

氏 名 溝口建設株式会社
代表取締役 溝口雅之

電話番号 0985-75-1088

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	溝口建設株式会社
事業場の所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5654番地1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

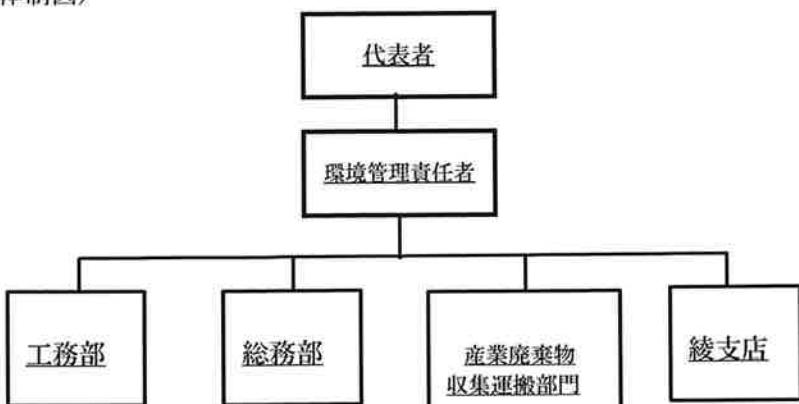
① 事業の種類	建設業（土木工事業）		
② 事業の規模	229,000 (千円)		
③ 従業員数	20人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>産業廃棄物発生場所 → 収集運搬業者及び自社運搬 → 産業廃棄物処理施設（委託契約）</p>		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】							
①現状	②計画	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	木くず	建設汚泥	廃プラ	臭化リチウム	
		排 出 量	997.03t	91.04t	117.5t	0.36t	2.07t	0.18t	
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクル法に基づき、分別解体・再資源化を行っている。 ○種類ごとに中間処理施設及び最終処分施設に委託処分を行っている。 ○梱包材等は、現場内に最小限に抑えて持ち込む。 									
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクル法に基づき、分別解体・再資源化を行っている。 ○種類ごとに中間処理施設及び最終処分施設に委託処分を行っている。 ○梱包材等は、現場内に最小限に抑えて持ち込む。 									
		【目標】							
①現状	②計画	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	アスファルト殻	木くず	建設汚泥	廃プラ	臭化リチウム	
		排 出 量	790t	81.9t	103t	0.3t	1.7t	0t	
(今後実施する予定の取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ○発生及び抑制工法を検討する。 ○梱包材等は、現場内に最小限に抑えて持ち込む。 ○解体方法の改善 									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ○アスファルト・コンクリート殻・木くず等は再資源化施設にて処分を行っている。 ○廃プラスチック処分は埋立処分（安定型）（管理型）への処分を行っている。 ○臭化リチウムについては中和による処分を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ○種類ごとの分別解体・再資源化の徹底。 ○マニフェストの交付・回収・照合・確認の徹底。 ○環境保全に関する啓蒙・啓発の徹底

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 4 年度）実績】	
産業廃棄物の種類	コンクリート アスファルト 木くず 建設汚泥 廃プラ 臭化リチウム
全処理委託量	997.03t 91.04t 117.5t 0.36t 2.07t 0.18t
優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	997.03t 91.04t 117.5t 0.36t 2.07t 0.18t
認定熱回収業者への処理委託量	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組)	

(第5面)

		【目標】						
		産業廃棄物の種類	コンクリート 般	アスファルト 般	木くず	建設汚泥	廃プラ	臭化リチウム
		全処理委託量	790t	81.9t	103t	0.3t	1.7t	0t
		優良認定処理業者への 処理委託量						
		再生利用業者への 処理委託量	790t	81.9t	103t	0.3t	1.7t	0t
		認定熱回収業者への 処理委託量						
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量						
②計画		(今後実施する予定の取組)						
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。